

伊東ガス空き家管理サービス利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます。）には、当社が提供する「伊東ガス空き家管理サービス」（以下「本サービス」といいます。）の提供条件及び当社と本サービスのご利用者の皆様との間の権利義務関係が定められています。本サービスの利用に際し、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

第1条（適用）

1. 本規約は、本サービスの提供条件及び本サービスの利用に関する当社とご利用者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、ご利用者と当社との間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。
2. 当社が当社ウェブサイト上で掲載する本サービス利用に関するルール（<https://www.ito-gas.co.jp/tomoshibito/>）は、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約の内容と、前項のルールその他の本規約外における本サービスの説明等とが異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

第2条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「サービス利用契約」とは、本規約を契約条件として当社とご利用者との間で締結される、本サービスの利用契約を意味します。
- (2) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）を意味します。
- (3) 「当社」とは、伊東ガス株式会社を意味します。
- (4) 「当社ウェブサイト」とは、そのドメインが「ito-gas.co.jp」である、当社が運営するウェブサイト（理由の如何を問わず、当社のウェブサイトのドメインまたは内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含みます。）を意味します。
- (5) 「管理対象物件」とは、所在地が日本国内であって当社による本サービスの提供が可能な地域内（伊東ガス供給エリア内）であり以下の条件を満たすこと、かつ、本サービスの利用期間中において居住者がいない建物で、次号で定義する申込者が本サービスの利用を申し込む際に指定した建物を意味します。
 - ・ 敷地面積 165 m²および建物延床面積 132 m²以下の戸建住宅であること
 - 上記を超える広さの物件、およびマンションについてはメニュー内容等協議の上、対象となるか判断させていただきます。
- (6) 「申込者」とは、管理対象物件を自ら所有する者、または管理対象物件を所有する者から委任を受けた者で、本サービスの利用に関する契約締結の申込みを行う者を意味します。なお、申込者は、サービス利用契約の申込時点および成立時点において、日本国内に居住している者または日

本法に基づき設立された法人（国、地方公共団体、公法人を含み、これらの法人が管理対象物件を所有している場合に限ります。以下同じとします。）でなければならないものとします。サービス利用契約の成立後、申込者は、本規約の適用上、次号で定義するご利用者として取り扱われます。

- (7) 「ご利用者」とは、当社との間で本サービスの利用に関する契約を締結する者を意味します。
- (8) 「本サービス」とは、当社が提供する「伊東ガス空き家管理サービス」という名称のサービス（理由の如何を問わずサービスの名称または内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含みます。）を意味します。また、本サービスの概要は以下の通りとし、本サービスの詳細内容については、本利用規約に定めるほか、当社ウェブサイトにおいて別途定める通りとします。

【ライトプラン】

作業頻度：月 1 回（屋外のみ）

作業時間：約 30 分

作業内容：屋外における点検作業

- ・ 建物の目視点検（門扉・基礎・玄関・窓／雨戸・雨樋・屋根）
 - ・ 駐車場の目視点検
 - ・ 庭／草木の目視点検
 - ・ 郵便物ポストの整理（チラシなど不要投函物の廃棄）
 - ・ 玄関周りの簡易清掃
 - ・ 点検作業報告書提出（電子メールにてデータ送付）
- ※緊急時（地震、台風など）建物外観目視点検は含まれません。

【スタンダードプラン】

作業頻度：月 1 回（屋内・外 1 回）

作業時間：約 60 分

作業内容：屋外と屋内における点検作業

- ・ 建物の目視点検（門扉・基礎・玄関・窓／雨戸・雨樋・屋根）
 - ・ 駐車場の目視点検
 - ・ 庭／草木の目視点検
 - ・ 郵便物ポストの整理（チラシなど不要投函物の廃棄）
 - ・ 玄関周りの簡易清掃
 - ・ 施錠確認（玄関・勝手口など）
 - ・ 通風／換気
 - ・ 通水（台所、洗面所、トイレ、浴室）
 - ・ 雨漏り、カビ、不審者の目視確認
 - ・ 室内簡易清掃
 - ・ 緊急時（地震、台風など）建物外観目視点検
- ※緊急時点検は、ご利用者からのご要望があった場合に実施します。
- ・ 点検作業報告書提出（電子メールにてデータ送付）

【プレミアムプラン】

作業頻度：月2回（屋内1回・屋外2回）

作業時間：約90分

作業内容：屋外と屋内における点検作業

※プレミアムプランは、月中にスタンダードプランと同内容の点検（屋内・屋外、約60分）を実施し、月末にライトプランと同内容の点検（屋外のみ、約30分）を実施する、月2回訪問のプランです。

- ・建物の目視点検（門扉・基礎・玄関・窓／雨戸・雨樋・屋根）
- ・駐車場の目視点検
- ・庭／草木の目視点検
- ・郵便物ポストの整理（チラシなど不要投函物の廃棄）
- ・玄関周りの簡易清掃
- ・施錠確認（玄関・勝手口など）
- ・通風／換気
- ・通水（台所、洗面所、トイレ、浴室）
- ・雨漏り、カビ、不審者の目視確認
- ・室内簡易清掃
- ・緊急時（地震、台風など）建物外観目視点検

※緊急時点検は、ご利用者からのご要望があった場合に実施します。

- ・点検作業報告書提出（電子メールにてデータ送付）

第3条（申込み及び審査）

1. 申込者は、本規約等の内容を承認した上で、当社所定の申込フォームへの必要事項の記入又は入力その他当社が定める手続に従ってサービス利用契約の申込みを行うものとします。
2. サービス利用契約の申込みがあった場合、当社は、速やかに、管理対象物件が本サービスの提供可能な状況であることを確認するものとします。
3. 申込者は、サービス利用契約の申込みに際して、以下の各号に定める内容に反していないことを表明し、これを保証します。
 - (1) 申込フォームに虚偽の入力、誤記、入力漏れがある場合その他サービス利用契約の申込みが不適当である場合
 - (2) 自然人であるご利用者が18歳未満の場合
 - (3) 自然人であるご利用者が成年被後見人、被保佐人、被補助人のいずれかである場合
 - (4) 管理対象物件の所在地が当社による本サービスの提供可能な範囲の地域外である場合
 - (5) ご利用者（法人であるご利用者については、役員、実質的に経営権を有する者または従業員等を含みます。本項において同じとします。）が、サービス利用契約に基づく対価の不払いその他サービス利用契約に違反するおそれがあると当社が判断する場合（過去に当社によりサービス利用契約を解除された場合、過去に当社に対する債務の履行を怠ったことがある場合を含みますが、これらに限りません。）

- (6) サービス利用契約の申込みが不適切または不正な目的に基づく場合
 - (7) ご利用者が暴力団員等（第 27 条第 1 項で定義します。）もしくは同条第 1 項各号のいずれかに該当し、同条第 2 項各号に該当する行為を行い、またはそれらのおそれがあると当社が判断する場合
 - (8) ご利用者が法令違反を行い、またはそのおそれがある場合
 - (9) 現況確認の結果、当社がご利用者に対して円滑なサービス提供ができないおそれがあると判断した場合
 - (10) その他ご利用者とのサービス利用契約の締結を適当でないと当社が判断する場合
4. 当社は、申込者が前項各号のいずれかに該当し、またはそのおそれがあると認めた場合、申込者に対して理由を通知することなく、サービス利用契約の申込みを承諾しないことがあります。また、当社は、サービス利用契約の申込みを承諾した後、ご利用者が前項各号のいずれかに該当し、またはそのおそれがあると認めた場合、当該ご利用者に対して理由を示すことなくサービス利用契約を解除することができるものとします。

第 4 条（サービス利用契約の成立および本サービスの提供）

- 1. サービス利用契約は、当社が申込者に対してサービス利用契約の申込みに対する承諾を発信又は通知した日付で成立するものとします。
- 2. 当社は、前条第 2 項および第 3 項に規定する確認がなされていることを条件に、申込者によるサービス利用契約の申込みに対する承諾を行うものとします。
- 3. サービス利用契約が成立した場合、当社は、ご利用者に対し、サービス利用契約成立日を通知します。また、サービス利用契約が不成立となった場合、当社は、申込者に対し、その旨を通知します。

第 5 条（登録事項の変更）

- 1. ご利用者は、登録事項に変更があった場合、当社の定める方法により当該変更事項を遅滞なく当社に通知するものとします。
- 2. ご利用者が前項の訂正、追加、変更を怠った場合、当社は、本サービスの提供を停止することができるものとします。
- 3. 当社は、第 1 項の訂正、追加、変更がなされるまでは、既に当社に提供されている情報に基づいた取扱いをすれば足りるものとし、かかる取扱いによりご利用者に生じた損害につき、一切の責任を負わないものとします。ご利用者が第 1 項の訂正、追加、変更を怠った場合において当社がご利用者に対して発した通知が不到達となった場合には、既に当社に提供されている情報に基づき通知を発した後、当該通知が到達するに必要な合理的期間が経過した時点において、当該通知がご利用者に到達したものとみなされます。

第 6 条（料金及び支払方法）

- 1. ご利用者は、本サービス利用の対価として、別途当社が定め、当社ウェブサイト又は当社所定の方法より表示等する利用料を、当社が指定する支払方法により当社に支払うものとします。なお、本サービス利用契約が月の途中で開始又は終了した場合でも、利用料について日割り計算による返

金・精算等を行わないものとします。

2. ご利用者が利用料金の支払を遅滞した場合、ご利用者は年 14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。
3. 当社は、原則として、ご利用者に対し、利用料に関する請求書および領収書を発行しません。ただし、ご利用者が、利用料に関する請求書または領収書の発行を請求し、当社がこれを認めた場合はこの限りではありません。この場合において、ご利用者は、当社に対し、当社の別途定める時期および方法により、当社所定の金額の発行手数料を支払うものとします。

第 7 条（禁止事項）

ご利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為または該当すると当社が判断する行為をしてはなりません。

- (1) 法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為
- (2) 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (3) 第三者に成りすます行為
- (4) 当社ウェブサイト上で掲載する本サービス利用に関するルール
(<https://www.ito-gas.co.jp/tomoshibito/>) に抵触する行為
- (5) 反社会的勢力等への利益供与
- (6) 前各号の行為を直接または間接に惹起し、または容易にする行為
- (7) 前各号の行為を試みること
- (8) その他、当社が不適切と判断する行為

第 8 条（本サービスの停止等）

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、ご利用者に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。
 - (1) 本サービスの提供に必要な従業員等の手配が困難な場合（一時的な場合を含みます。）
 - (2) 本サービスの提供に係る設備、コンピュータ・システム、通信回線等の点検・保守作業、仕様変更作業を行う場合
 - (3) 本サービスの提供に係る設備、コンピュータ・システム、通信回線等が停止した場合
 - (4) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスが一時的にでも運営できなくなった場合
 - (5) その他当社が停止または中断を必要と判断した場合
2. 当社は、前項に基づき当社が行った措置によりご利用者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第 9 条（権利帰属）

1. 本サービスに含まれる各種コンテンツ・情報・文書・広告・商標・ロゴ・サービスマーク、画像、動画、当社または第三者が作成または送信する電子メール等の情報等、本サービスを提供するために利用するコンピュータ・システムその他の本サービスに関する著作権、商標権その他の知的財産

権、所有権その他一切の権利は、全て当社もしくは当社が定める者または当社に対して使用許諾している第三者に帰属するものとします。ご利用者は、これら一切につき、著作権法その他法令で認められている場合を除き、無断で使用、複製、編集、翻案、改変、翻訳、掲載、転載、配布、公開、公衆送信、提供、その他あらゆる利用および使用を行ってはならないものとします。また、ご利用者は、これら一切につき、譲渡、移転、担保提供その他の方法により処分し、貸与し、または承継させてはならないものとします。

2. ご利用者は、本サービスの利用によって、前項に定める権利につき何らの権利の付与も受けるものではありません。
3. ご利用者は、第1項に定める権利を侵害するおそれのある行為を行わないものとします。

第10条（有効期間）

サービス利用契約の有効期間は、第3条第3項で通知するサービス利用契約の成立日から1年間経過した日の属する月の末日までとします。ただし、当社またはご利用者が契約終了日の2か月前までに当社所定の手続によりサービス利用契約の解約を申し出ない限り、サービス利用契約はさらに同一の条件で1年間延長されるものとし、その後も同様とします。

第11条（休止・再開）

1. ご利用者は、本サービスの利用契約の成立日から3ヶ月経過した日以降、当社が定める手続に従って本サービスを休止することができます。本サービスの休止は、本項の手続が完了した日の属する月の翌月以降生じます。ご利用者が本サービスを休止している間、ご利用者は、当社に対し、利用料を支払うことを要しません。
2. 前項の手続が完了した場合、ご利用者は、当社の別途定める手続に従って、前項の手続が完了した日の属する月における本サービスの利用を停止することができます。本項に定める利用停止手続が完了した場合、当社は、その翌日以降、本サービスの休止前であっても、ご利用者に対し、本サービスを提供しません。この場合において、ご利用者は、当社に対し、本項の手続が完了した日が属する月の利用料を支払う義務を免れないものとします。なお、ご利用者は、同月における本サービスの利用停止を撤回して同月における本サービスの提供を再度要請することはできないものとし、かかる撤回や要請があった場合でも、当社は、同月における本サービスの提供を行う義務を負いません。
3. 本サービスの利用を休止しているご利用者は、当社が定める手続に従って本サービスの利用を再開することができます。本サービスの再開は、本項に定める手続が完了した日の属する月の翌月以降生じます。

第12条（解約）

1. 本サービスの利用契約の成立日から3ヶ月経過した日以降、ご利用者が本サービスの終了を希望した場合、ご利用者は、当社が定める手続により、サービス利用契約を解約することができます。解約の効力は、解約手続が完了した日が属する月の末日をもって生じるものとし、解約手続が完了した日が属する月の末日まで本サービスを利用することができます。

2. 前項の手続が完了した場合、ご利用者は、当社が定める手続に従って、前項の手続が完了した日の属する月における本サービスの利用を停止することができます。本項に定める利用停止手続が完了した場合、当社は、その翌日以降、サービス利用契約の解約前であっても、ご利用者に対し、本サービスを提供しません。この場合も、ご利用者は、当社に対し、前項の手続が完了した日が属する月の利用料を支払う義務を免れないものとします。なお、ご利用者は、同月における本サービスの利用停止を撤回して同月における本サービスの提供を再度要請することはできないものとし、かかる撤回や要請があった場合でも、当社は、同月における本サービスの提供を行う義務を負いません。

第 13 条（解除）

1. 当社は、ご利用者が以下のいずれかに該当し、または該当するおそれがあると当社が判断した場合、何らの事前催告を要せずに、ご利用者に対して通知することにより、サービス利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 本規約第 11 条第 3 項各号に定める事項に反していた場合
 - (2) ご利用者が存しないこととなった場合または本サービスの申込み時点において有効性の確認ができていたご利用者のメールアドレスが存しないこととなった場合において、発覚してから 30 日以内に、この状態が解消されない場合利用料が支払期日を経過しても支払われない場合
 - (3) 本サービスの休止期間が連続して 12 か月以上の場合
 - (4) 第三者から差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売等の申立てを受けた場合または租税滞納処分を受けた場合
 - (5) 手形・小切手の不渡処分を受けた場合
 - (6) 支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続その他の倒産手続もしくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合その他ご利用者の信用状態が悪化し、サービス利用契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められる場合
 - (7) 本規約等に違反した場合
 - (8) 本サービスが不適切な態様で利用された場合（本サービスが不適切または不正な目的で利用されたと当社が認める場合を含みます。）
 - (9) 法人であるご利用者について、事業の全部または一部を第三者に譲渡した場合、合併、会社分割、株式交換、株式移転、組織変更を行った場合、株主や代表取締役等の変更等により、支配権または経営主体に異動が生じた場合
 - (10) 法人であるご利用者について、営業を廃止した場合または解散した場合
 - (11) その他、当社が、ご利用者に対して本サービスを提供することが不適当であると判断する場合
2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、ご利用者は、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払いを行わなければなりません。

第 14 条（本規約の内容及び変更）

1. 本規約および当社が定めるプライバシーポリシー（以下「本規約等」といいます。）は、当社とご利用

用者との間の本サービスの利用に関する契約（以下「本契約」といいます。）の内容となるものです。

2. 当社は、本規約等を変更することができます。この場合、当社は、当社ウェブサイトにて変更適用日および変更後の内容を公表するものとし、変更適用日後もご利用者が本サービスの利用を継続した場合には、本サービスの利用を継続したご利用者が本規約等の変更に合意したものとみなし、当社とご利用者との間では、本規約等の変更後の内容が本契約の内容となるものとします。

第 15 条（保証の否認及び免責）

1. 当社は、本サービスに関して、明示であると黙示であるとを問わず、次の各号の保証を含め、事実上および法律上の保証は、一切いたしません。
 - (1) 本サービス、本サービスにおいて提供されるコンテンツその他全ての情報に関して、商品性、特定目的適合性、正確性、完全性、最新性、信頼性、安全性、有用性、合法性および道徳性があること、ならびに瑕疵がないこと、不具合が生じないこと、第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないこと。
 - (2) 本サービス、本サービスにおいて提供されるコンテンツその他全ての情報に関して、ご利用者の希望または期待を満たすものであること。
 - (3) 本サービス、本サービスにおいて提供されるコンテンツその他全ての情報に関して、コンピュータウイルス等の有害なものが含まれていないこと。
 - (4) 本サービス、本サービスにおいて提供されるコンテンツその他全ての情報に関して、その存続および同一性が維持されること。
2. 本サービスまたは本契約に関連してご利用者に発生した損害については、請求原因の如何を問わず（債務不履行、契約不適合、不法行為を含みますがこれらに限られません。）、それが当社の故意または重過失により生じたものでない限り、当社は一切の責任を負いません。
3. 前項にかかわらず、それぞれのご利用者との間で本契約が消費者契約（消費者契約法第 2 条第 3 項に定めるものをいいます。）である場合、当社は、当該ご利用者に発生した前項の損害について過失が認められるときは、当該ご利用者に発生した損害を賠償する責任を負います。
4. 当社は、前項により同項に規定するご利用者に対し第 1 項の損害について責任が認められる場合（当社に故意または重過失がある場合を除きます。）でも、当該ご利用者に現実に発生した通常の損害に関してのみ責任を負い、特別の事情から生じた損害（当社の予見可能性の有無を問いません。）、結果損害、間接損害、および当該ご利用者の逸失利益については、一切責任を負いません。また、当社は、前項により当該ご利用者に対し第 1 項の損害について責任が認められる場合（当社に故意または重過失がある場合を除きます。）でも、理由の如何を問わず、当社の損害賠償責任は、当社の責任が生じた時点を基準として、直近 1 年間にご利用者が当社に対して現に支払った利用料の合計額を限度とします。

第 16 条（秘密保持）

ご利用者又は申込者は、本サービスに関連して当社がご利用者又は申込者に対して秘密に取扱うことを求めて開示した非公知の情報について、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取扱う

ものとしします。

第 17 条（ご利用者情報の取扱い）

1. 当社によるご利用者の情報の取扱いについては、別途当社プライバシーポリシー（<https://www.ito-gas.co.jp/overview/privacy-policy/>）の定めによるものとし、ご利用者はこのプライバシーポリシーに従って当社がご利用者の情報を取扱うことについて同意するものとしします。
2. 当社は、ご利用者が当社に提供した情報、データ等を、個人を特定できない形での統計的な情報として、当社の裁量で、利用及び公開することができるものとし、ご利用者はこれに異議を唱えないものとしします。

第 18 条（連絡／通知）

1. 本サービスに関する問い合わせその他ご利用者から当社に対する連絡または通知、及び本規約の変更に関する通知その他当社からご利用者に対する連絡または通知は、当社の定める方法で行うものとしします。
2. 当社が登録事項に含まれるメールアドレスその他の連絡先に連絡または通知を行った場合、ご利用者は当該連絡または通知を受領したものとみなします。

第 19 条（サービス利用契約上の地位の譲渡等）

1. ご利用者は、当社の書面による事前の承諾なく、サービス利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. 当社は本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴いサービス利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びにご利用者の登録事項その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、ご利用者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとしします。

第 20 条（反社会的勢力の排除）

1. ご利用者（法人であるご利用者については、役員、実質的に経営権を有する者または従業員等を含みます。以下本条において同じとします。）は、自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」と総称します。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. ご利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、ご利用者が前二項のいずれかに違反した場合は何らの通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除することができるものとします。
4. 当社は、前項の規定に基づく解除によりご利用者に生じた損害について、一切の義務および責任を負わないものとします。また、当社は、ご利用者に対し、かかる解除により当社が被った一切の損害の賠償を請求できるものとします。

第 21 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 22 条（準拠法及び管轄裁判所）

- 1. 本規約及びサービス利用契約の準拠法は日本法とします。
- 2. 本規約またはサービス利用契約に起因し、または関連する一切の紛争については、静岡地方裁判所沼津支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【令和 8 年 8 月 8 日制定】